

平成28年 第17回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年11月10日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成28年11月10日

## 東京都教育委員会第17回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第81号議案

東京都文化財保護審議会委員の委嘱について

##### 第82号議案

東京都公立学校長の任命について

第83号議案及び第84号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について
- (2) 平成28年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について
- (3) 都民の声（教育・文化）について〔平成28年度上半期（4月～9月）〕
- (4) 平成29年度教育庁所管事業予算見積について
- (5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛
委 員	秋 山 千 枝 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第17回定例会を開会します。

本日は、読売新聞社外4社から、個人は合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭の撮影はございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回10月13日開催の第15回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第15回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回10月27日開催の第16回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第81号議案から第84号議案まで及び報告事項（5）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 報 告

（1）平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成28年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（1）を御覧ください。

本調査は、平成15年度から実施している東京都独自の調査です。

まず、「1 調査の概要」です。調査日時は、本年7月7日木曜日。調査対象者は、小学校第5学年の児童約8万7,000人、中学校第2学年の生徒7万3,000人です。調査内容については、小学校が4教科（国語、社会、算数、理科）、中学校が5教科（国語、社会、数学、理科、英語）で、教科の内容と読み解く力に関する内容を調査しています。そのほかに、児童・生徒への質問紙調査、学校への質問紙調査を併せて実施しました。

右上の表、（4）各教科の平均正答率ですが、別紙1を御覧ください。棒グラフで表していますが、全ての教科に関しての状況についてです。正答率のほかに、正答数分布のグラフ、習得目標値未満の子供の割合、到達目標値を達成している子供の割合を示しています。左側の小学校国語の例を御覧ください。小学校国語の結果ですが、平均正答率は73.9パーセントで、問題数は表の横軸にありますように全部で20問出題しています。このうち17問正答の生徒が一番多く、次いで18問正答の生徒が多くなっていることが棒グラフから読み取れると思います。

なお、左側にあります教科書の例題程度の問題では習得目標値を6問出題したので

すが、未習得の児童が1.5パーセントという状況になっています。教科書の練習問題レベルは11問出題していきまして、習得目標値の6問を合わせて、17問はできてほしいということで到達目標値としています。到達目標値を達成している児童の割合は37.8パーセントでした。

1枚目を御覧ください。上段右側の表に表してあるとおり、小学校の国語では73.8パーセントで、到達目標の問題が6問ありましたが、その正答率は80.0パーセントということが分析で分かっています。この問題は教科書の例題レベルの基礎的・基本的な知識・技能を問う問題ですが、正答率を見ると、まだ課題がある状況です。今後、習得目標値の具体的な問題について、例題を示して見ていただきたいと思います、その辺をいかに改善していくかが課題です。

次に、「2 結果の概要」です。まず、(1) 授業内容の理解度と平均正答率との関係について、これは中学校で調査したのですが、「授業の内容はどのくらい分かりますか。」という質問に対して、「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と解答している生徒が増加傾向になってきています。今年度の結果は国語、数学、社会、理科、英語の順になっていきまして、国語、数学においては80パーセント以上の生徒が肯定的に回答しているような状況になりました。さらに、平成18年度の結果と比較しますと、数学の伸びが5教科の中で最も大きくなっていることが分かると思います。下の表は、回答した生徒の平均正答率を示しています。この表からも、より肯定的な回答をした生徒ほど正答率が高くなっています。この傾向は、小学校も同様の状況です。

次に、(2) 指導方法に関する質問と平均正答率との関係ですが、これも中学校で示しています。「習熟度別指導を主にどのような展開数で行っていますか。」という質問に対して、習熟度別指導を1学級2展開で実施している学校の割合は19パーセントですが、平均正答率は57.1パーセント。2学級3展開の場合は、63.2パーセントの学校で実施していきまして、平均正答率が57.0パーセントという状況になっています。一方、習熟度別指導を行っていない学校については、平均正答率は54.6パーセントとなっています。習熟度別指導を行っているかどうかというのは、新しく本年から調査をした内容で、習熟度で加配等を行っているのです、どういう状況かを見るために入れ

た内容です。そして、習熟度別指導を実施している学校の方が正答率が高くなっているということが分かります。

続いて、下のグラフですが、「思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動の充実を図っていますか。」という質問に対して、経年変化のグラフと平均正答率の関係を表で表していますが、言語活動を「よく行った」、「どちらかといえば行った」と回答した学校は増加傾向にあり、今年度は肯定的な回答が90パーセントを超えています。また、より肯定的な回答をした学校ほど正答率も高くなっていることが表から分かると思います。この傾向は、小学校も同様な状況でした。

次に、(3)生活に関する質問と平均正答率の関係についてです。これは小学校、中学校合わせてですが、「将来、社会や人のために役立つ仕事がしたいと思いますか。」という社会貢献に関する質問に対して、8割ほどの児童・生徒が肯定的な回答をしていることが分かると思います。小学校と中学校を比較しますと、中学校の方が若干高い状況になっています。グラフの下は、それぞれ回答した児童・生徒の平均正答率の表になっています。この表からも、より肯定的な回答をした児童・生徒ほど正答率が高いことが分かると思います。

補足資料の別紙2を御覧ください。今説明した小学校のことについて、ここにまとめさせていただいています。まず、左側の欄には、1枚目の資料で説明した授業内容の理解度と平均正答率の関係を、真ん中の欄は、指導方法に関する質問についての小学校の結果を中学校と同様に載せていますが、傾向は同じような状態です。

なお、真ん中の欄の習熟度別指導の展開数の結果について、小学校では、希望する全ての学校において、算数の習熟度別指導を実施しています。小学校の平均正答率は、2学級3展開が62.7パーセント、3学級4展開が62.5パーセント、それ以外が66パーセントとなっており、それ以外は、1学級3展開などの場合がありますが、それ以外で実施している学校が、1学級2展開で実施している学校より正答率が高くなっている状況です。この結果は、習熟度別指導の展開数を多くすることで、各グループの習熟の差を小さくできたのではないかと考えています。

また、右側の欄ですが、生活に関する質問と平均正答率の関係です。先ほど紹介した、社会貢献に関する質問の結果を記載しました。1枚目は、社会貢献に対する将来

の取組に対する質問でしたが、ここでは現在、子供たちがどのような状況であるかを質問した結果になっています。「自分の住む地域や社会をよくしたいと思いますか。」という現在の思いや、その下の「たとえ小さなことでも、地域や社会をよくするために何かしたことがありますか。」という現在の行動についての質問をしています。二つのグラフから、社会貢献に対する思いを持っていることは分かるのですが、実際に行動することまでは至っていない児童が一定程度いることが分かると思います。表からは、それぞれの質問に対して、より肯定的な回答をした児童・生徒ほど正答率が高いという状況その下の表から分かります。この傾向は、中学校も同様の状況が出ています。

続いて、別紙3①を御覧ください。ここからは具体的な問題を一部示していますが、基礎・基本である習得目標値の問題の中で、定着が不十分な問題がどんなものかという例を挙げています。左側が小学校の問題で、国語については「作戦をネる」の「ネる」という漢字を正しく書いた児童は61.8パーセントです。次に、社会については、日本地図を出して府県の正しい位置を選びなさいという問題ですが、できた児童が55.2パーセントという状態です。また、算数については、小数の掛け算が正しく計算出来た児童は60.5パーセントです。理科については、星ざ早見の正しい使い方を理解しているかを問うたのですが、41.6パーセントでした。

右側の中学校の問題では、国語については、「家屋」という漢字を読めた生徒が30.7パーセントです。社会については、ヨーロッパの国名を正しく回答できるかということで、42.6パーセント。数学については、これも正しく計算できるかということで、計算を出す上で必要のない数字も入れている中で、正しい答えを出せたのが54.5パーセントという状態になっています。理科については、基本的ですが、花の作りを正しく理解しているかどうかを見たのですが、「めしべ」と正答できた生徒が40.3パーセントという状況になっています。英語も、時制に合う動詞を正しく書けた生徒が27.6パーセントという状態になっています。

これらの問題では、正答率が低いだけではなくて、小学校の国語や中学校の理科では無回答率の多さも目立っています。例えば小学校の国語の「練る」ですが、これは無回答率が17.3パーセントの状態になっています。それから、中学校の理科の「めし

べ」の無回答率が14.9パーセントということで、知識に関する学習は授業で身に付けても、何回も継続的に学習をして使わないと忘れてしまっているのではないかと見ているところです。こういう関係から、現在、東京都教育委員会が実施している「東京ベーシック・ドリル」を各学校で活用いただいて、繰り返し学習することによって、確実な定着を図り、習得目標値未達の児童・生徒を減らしていく必要があると考えています。

次に、別紙3②を御覧ください。習得目標値の中で改善傾向にあった問題を挙げています。これは何年間か実施していますが、今回、比較できるように工夫をした問題です。まず、左側は小学校の国語で、接続語の使い方についての問題です。これらは経年変化を見るために出題した問題で、上の段が今年度の問題、下の段が昨年度の問題で、似た傾向を出しています。御覧いただくと、正しい接続語を選ぶことができた児童の正答率が上昇していることが分かります。右側は中学校の数学の割合の問題で、これまでも全国学力・学習状況調査においても、課題があることが分かっていました。上の段は今年度の問題で、割合を計算して答えを求める問題となっています。下の段は、昨年度の問題で、割合の式を出しておいて、そこから選ぶ問題になっています。これらも正答率が上昇してきて、一定の改善が見られていると思っています。

なお、上段の問題については、小学校でも出題し、その正答率を載せていますが、小学校の算数の段階では62.7パーセント、中学校で80パーセントなので、この辺りについても改善が見られているという状況です。

資料の1ページにお戻りください。一番下の段ですが、今説明したように、今後の方向性についてです。これにつきましては、10月20日の教育委員会で、全国学力・学習状況調査の結果でも御報告をしましたが、ここにある4項目について、これからもしっかり取り込んでいきたいと思っています。1点目は、知識・技能の確実な定着に対しては、やはり「東京ベーシック・ドリル」の活用による反復学習が非常に大事だと考えていますので、この辺の電子化なども進めて、多くの学校、家庭でも使えるような体制をとっていければと考えています。

それから、思考力・判断力・表現力等の更なる育成をするということで、これも

「東京方式一単位時間の授業スタイル」というものを出していますので、テキストを使ってもらえるように研修等で広めていきたいと思っています。

それから習熟の程度に応じた指導の推進ということで、これは、やり方についてのガイドラインなどを作っていますので、それに基づいて、効果的な習熟度別の指導を行うことができるようにしていきたいと思っています。

それから、個に応じた指導の充実では、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた指導を行うことができるように、現在、それをまとめている状況で、今年度中に作成して、各学校に周知をしていければと考えているところです。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

【遠藤委員】 まず1点目、傾向値として平成18年度からありますが、この調査は平成18年度から始めたということでしょうか。

【指導部長】 平成15年度からです。

【遠藤委員】 特に数学の習熟度が上がっているという説明がありましたけれども、習熟度別授業ができたのは加配の効果と理解してよろしいでしょうか。

【指導部長】 御指摘のとおりで、加配等を実施してきた成果が出てきていると考えています。

【遠藤委員】 東京都が行っている調査と同様の調査を他府県でも実施しているのでしょうか。また、加配をしていないケースを御存知であれば、加配をしていない県と比べて、加配をしている東京都の習熟度の効果の比較は行ったことがあるのでしょうか。

【指導部長】 他府県でも同様の学力調査を行っているところが多いと思いますが、東京都との比較はしていません。東京都独自の調査がありますので、全国が行う前の年に東京都は実施しています。中には、リーディング、ヒアリング等も入れたり、読み解く力を調べるなど、東京都独自の調査をしながら工夫をしているところで、他府県との比較などは全国学力調査の方で行う段階までです。

【遠藤委員】 2020年度から大学入試の内容について大幅に変更します。記述式を導入していくということが今議論されていますけれども、そういうことを展望して、

これからの東京都の事業内容もいろいろ考えていくという話も漏れ伺っていますが、習熟度の中で記述式が導入されることを展望して、指導内容等についても、既に何か工夫を始めているのかどうかお伺いします

【指導部長】 国の動向もごさいますが、アクティブ・ラーニングの手法などについては、これを取り入れていくことを進めているところですし、思考力・判断力・表現力を育むための言語活動、教員が一方的に教え込むのではなくて、自分の考えを出しながら、他の生徒の考えも聞いて、自分の考えをまとめていくような授業展開を学校の方も行ってきているところです。

【宮崎委員】 別紙1の棒グラフを拝見すると、きれいな正規分布でない科目もあるので、これは問題が易しい方に傾いていたのかと思ったりもするのですが、それにしても、小学校の算数で習得目標値に達しない子供の割合が他の科目と比べて非常に高いですね。そのまま中学校の数学で倍ぐらいに高くなってしまう。これは、せっかく習熟度別指導を入れても、効果が見える形で出ているのかどうか。そのところの分析をしなければいけないのではないかという気がしていますが、今後の活動で習熟度別指導を推進するときの「ガイドライン」の中身も、データを受けて進化させていくとか、改善していくことになるのでしょうか。

もう一点は、こういう調査を行うと、習熟していない子供をどう救っていくかという議論が多くなるのですが、できる子供をどう伸ばすかという方もどのように工夫をするのか伺います。

【指導部長】 御指摘のとおり、小学校は未習得のところはかなり多く、やはり数学とか理科などは積み上げているところがあるので、1か所が抜けてしまうとなかなか定着しないところがあります。今一番取り組んでいる「ベーシック・ドリル」を使って小学校1年生から中学校1年生まで学習を行っていくという形で、これはホームページでも見れるようになっております。200万回くらいのアクセスがあり、かなりの方が関心を持っていただいています。今後は、それをデジタル化して家でもできるようにしていくことが、習得目標値の達しない子供たちへの一つの方策だと思っています。

習熟度別指導の「ガイドライン」については作成していますが、方法がいろいろあ

るので、学校も一律的に行うのではなく、こうしたらいいのではないかという提案などを指導主事が伺ってお話をしていきます。例えば習熟度でも、この単元はできないけれども、ここは強いという子供もいるわけです。そういう単元別に習熟度の展開を変えてみるとか、いろいろなやり方がありますので、学校の実態を見ながら御相談し、区市町村教育委員会にもそのような話をして進めていければと思います。

また、できる子供に関しては、理数に関しては小学校の科学展等を実施したり、ジュニア科学塾とか、中学校も行っていきますので、そういう更に好奇心を高めるようなことを東京都としても行っていきたいと考えています。

【主任指導主事（学力調査担当）】 補足説明をします。できるできないにかかわらず、子供たちの知識、理解、技能をまず定着させるということについては、今、「ベーシック・ドリル」の話がありました。一方で、思考力を高めるための取組として、1単位時間をどう構成していくかということについて、昨年度、資料を作成して、今年度は授業公開を通して多くの教員に見ていただくという取組を行っています。

【大杉委員】 学力の基礎の部分が定着しているかどうか、習熟度別指導がそれを支えているということクリアに示していただいて、非常に分かりやすく、重要な資料だと思いましたが、もう一つ、報告資料（1）の（3）生活に関する質問と平均正答率との関係で、社会貢献への意識と正答率に関しては相関関係にあるということですが、この傾向は過去と比較してどう変化してきているのか。何か変化があるのかということと、これはあくまでも相関関係であって、因果関係的なことを含めて、今後どう対応していくというように考えていくべきなのか。もしお考えがあれば教えていただければと思います。

【指導部長】 各校とも取っていますので、具体的に。

【主任指導主事（学力調査担当）】 生活についての傾向は例年取っていますが、少しずつ改善されてきているという状況が見てとれます。項目によっては、残念ながら下がっている項目もないわけではありません。しかし、ここで因果関係がはっきりするかというと、そこについては弱いというのは御指摘のとおりで、相関関係で見ているというのが現状です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 平成28年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について

【教育長】 次に、報告事項(2)平成28年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料(2)を御覧ください。本日は、概要版2枚により、ポイントを押さえて概要を説明します。

本調査は、10月21日に公表された文部科学省のいわゆる問題行動調査とは別に、東京都独自で実施している調査です。

調査対象期間は、平成28年4月1日から8月30日まで、年度の最初の3か月の間で行っています。

調査対象は、都内の公立学校です。

調査の目的は、各学校のいじめの認知件数とその対応状況を把握して、課題を明らかにし、学校の取組を改善する目的で、平成24年度から実施しています。調査に当たっては、平成26年7月に作成された「いじめ総合対策」に示してある取組を、各学校でどの程度推進しているのか。それを経年比較で見られるようにするために、これまで3年間、同じ質問項目により調査を行っています。

次に、調査結果についてです。「1 認知件数(1校当たり1か月の平均認知件数)」ですが、小学校、高校で昨年より増加したことから、下の表に示しますように、全校種の認知件数の合計は昨年度よりも増加していることが分かります。都教育委員会では、いじめの件数が多い学校、学級に問題があるという捉え方はしていません。いじめの定義について、教職員が個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図るよう、校長連絡会や区市町村教育委員会の会議等で徹底をしていただいておりますので、少しずつ意識が広がってきて、いじめを見逃さないような状態になってきているのではないかと考えています。今後とも全ての学校で、いじめの定

義に基づいて、適切に認知が行われるように各校を指導・助言してまいりたいと考えています。

次に、「2 認知したきっかけ」ですが、特徴のあるものを3項目挙げさせていただいています。今回の特色として挙げられるのは、この三つのうちの真ん中の表です。昨年度減少した割合が今年度は増加しており、昨年度、調査結果を報告した際に、学級担任が早期に気付いたりすること、それから、子供が直接相談することができれば、アンケート調査の割合は低くなるということを説明したのですが、そのような観点から、学校での取組状況を再度聞き取ったところ、本年度は学校で毎月アンケートを実施するようになったとか、いじめがあったことが分かった場合は、毎週アンケートをとっていると、多くの学校で昨年度以上にアンケートの実施回数が増えていることが分かりました。この結果、アンケート調査による発見が増えていますので、左側の学級担任の発見、子供からの訴えにより認知した割合が減少しているような状況になっているところではあります。

引き続き各校で、アンケートのみに頼るのではなく、確実にいじめを把握できるようにしていきたいと思っております。そして、子供が訴えやすいよう、アンケート実施の方法も工夫するように指導・助言をしてまいりたいと思っております。

また、いじめを受けていながらも、アンケートに悩みを書けずに悩んでいる子供もいる可能性があります。そういう認識に立って、全ての教職員が子供の悩みや不安に対して、適切に対応していけるよう、環境づくりを推進していくように指導・助言してまいればと考えております。

次に、下段の左側、「3 いじめの主な態様」です。ここには2点出していますが、まず、冷やかしからかいの割合ですが、全校種で最も多い内容になっています。今年度は、昨年度と同様、割合は若干減少しているような状況です。本項目は、最も軽微ないじめの対応になる部分ですので、この項目の割合が高いほど、いじめの早期発見が進んでいるという捉え方ができるのではないかと考えています。本年度は、この項目が減少した分、小・中学校でひどくぶつかられた、たたかれた、蹴られた等の件数が少ないのですが、割合が増加しているような状況がございます。この傾向は、昨年度、国が行いました児童・生徒の問題行動等調査で、小・中学校の暴力件数が前年

度より増加していることも関連しているのではないかと考えられます。このようなことも加味して、今後、学校等に、児童・生徒が感情をコントロールできるようにするための方法等について、研修を進めていければと考えています。

次の、パソコンや携帯電話でひぼう中傷や嫌がらせをされる割合、これも校種が上がるごとに増加してきていることがお分かりになるとと思います。全体としてあまり上がっていないように見えますが、特に中学校での増加が今回は5.9～10.3パーセントと高くなっていて、全校種の合計も増加していることが分かります。

こうしたいじめについては、大人からは気が付きにくいところがございます。実際は更に多いと推測できる場所ですので、引き続き東京都が作成した「SNS東京ルール」を踏まえて、学校のルール、家庭のルールを作っていくことを推進してまいりたいと考えています。

次に、「4 認知されたいじめに対して誰が（どこが）対応したか」を質問していますが、その中で特徴的なものを2点示しています。1点目、学校の担任が対応した割合ですが、小・中学校では担任が個別に対応した割合が最も高くなっていて、児童・生徒にとって、やはり一番身近な学級担任の役割の大きさが明らかになっていると思います。このようなことから、今後も担任が一人で抱えることのないように、学校のいじめ対策委員会で対応方針をしっかりと決定して、学級担任だけでなく、学校が組織的な対応ができるように徹底してまいればと思っています。2点目、学校いじめ対策委員会が組織的に対応した割合を示してしまっていて、全ての校種で増加しています。特に高校と特別支援学校が、学級担任の対応を超えて、当該項目の割合が最も高くなっています。特に都立高校に関しては、学校全体で取組を行うようになってきた成果がここから読み取れるのではないかと考えます。

2枚目を御覧ください。「5 スクールカウンセラーと連携して対応し、効果が見られた割合」についての項目ですが、いずれの校種においても、昨年度より割合が非常に大きく減少しています。この結果については、検証を更に進めなければいけないと思っていますが、緊急に、どういう状況か、スクールカウンセラー等を抽出して、追加の質問をして調査しました。それによると、スクールカウンセラーが対応する事例が昨年度より困難なものになってきている。教員とスクールカウンセラーが連携し

に対応した事例のうち、効果が見られた事例の割合が減少したと回答が出ています。今後、効果が見られた事例を検証して、学校間で情報等を共有し、組織的な対応ができるようにしていかなければいけないと思っています。その背景は、これは4月から6月までの調査なので年度が始まったところで、複雑な背景が重なったことで解決が難しくなっているところが出ています。具体的なことを聞いたところ、担任と保護者との信頼関係が経緯の中で崩れてしまい、それをスクールカウンセラーが対応しているという状態で、短い期間でまだ解決できていないということで、このところ下がっていると聞いていますが、更に分析をしてみたいと思っています。

次に、「6 各教員等が把握したいじめに関する情報を全教職員が共有するための工夫」について質問をしていますが、その中の特異なものを三つ挙げています。1点目は、職員会議を通して全教員で共通実践を徹底している学校の割合が全校種で昨年度より増加しています。しかし、これは法で最も重要なことと定義されているところで、100パーセントにしていけるよう今後も指導・助言をしてまいりたいと考えています。

それから、いじめの対応記録をどうしているかということで、パソコンの共有フォルダに保存するなど、教職員の情報共有化が昨年度より増加しています。今後も、全教職員による情報共有や年度の変わり目の情報が共有できるよう一層推進していきたいと思います。

3点目ですが、組織的な対応の基盤となる日常的な教職員のコミュニケーションについても、環境づくりが大事だと思います。その辺りについて参画推進を更に醸成していければと考えています。

次に、「7 いじめの疑いがある事例が、いじめであるかどうか判断できない理由」について聞いています。大きくは、1点目、いじめに関係した児童・生徒が状況を話したがる割合が、昨年度と同率で低い状況となっています。このデータは、学校において相談しやすい環境が整備されているかを検証するための一つの指標となると考えていますので、引き続き教職員と児童・生徒の信頼関係が強化できるようにしたいと考えています。

2点目は、再発がないか注視しているため、いじめが解消したかは早急に判断でき

ないとする割合が昨年度より減少しています。これについても、学校いじめ対策委員会等で子供の状況等を総合的に検証した上で、校長が判断できるように徹底していきたいと思います。いじめはなくなったと安易に考えるのではなく、その辺りをきちんと対策委員会で判断していければと思っています。

次に、「8 いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体で工夫した取組」について二つ載せています。1点目は、保護者会や学校便りによって周知をしたということです。2点目は、学校評価の項目の中に、いじめ防止の取組を設定していますというものが増加していることがございます。今後も全ての学校で取り組んでまいりたいと思っています。

縦版のA3の一番最後、いじめの認知件数を御覧ください。これは、東京都教育委員会で毎年、区市町村のいじめの認知件数を公表しており、一覧表にしたものです。網かけの欄に認知件数を、学校数、月数で割って、1校当たり1か月の認知件数を出しています。見ていただくと分かるように、区市町村によって大きな差が見られ、学校や区市町村によって、いじめの認知の基準、つまりいじめの定義の理解が異なっているのではないかと考えられています。先ほど申し上げましたが、全ての学校で、全ての教職員が、いじめの定義の正しい理解に基づいて組織的に対応していくこと、そして、いじめを認知していることを徹底できるように、区市町村にも指導・助言をしていければと考えています。

最後に、2枚目の一番下にありますように、今後、7月28日の教育委員会で説明しました、附属機関で作っていますいじめ問題対策委員会から最終答申をいただいておりますので、これに基づいて、次回の教育委員会等に向けて、改めて「いじめ総合対策（第二次）」の案をお示しできればと思っています。その後、パブリックコメントを取って都民からの意見等を広く聞いて、来年2月を目途に策定してまいればと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。

【秋山委員】 アンケート調査に頼ることがないよということはそのとおりですが、実際にアンケート調査の結果が出て毎週行っていたというのは、頼っている証

抛ではないかと少し危惧します。やはりアンケート調査を頻回に行うことと、子供たちが状況を話したがるなところがリンクしてくると心配なので、アンケート調査を行った後の子供の声を丁寧に聞くというところを一緒に調査を行っていただくということが大事だと思います。

それと、いじめの状況が改善している学校、あるいは地区に対して、どういうところがうまくいったのかというところを是非調査していただいて、うまくいっているところはきちんと評価をするという作業も必要かと思います。これは、いじめだけではなくて、学力のところもそうですが、うまくいっているところは、是非評価していただきたいと思います。

**【指導部長】** ありがとうございます。アンケートのことですが、年3回は実施するようにと都教育委員会で言っていて、基本的に行っているのですが、それをやりっ放しではなくて全て見て、学校に設置しているいじめ対策委員会にそれを出して、どういうアプローチをしていくか。例えば、まずスクールカウンセラーから様子を聞いて、その情報を担任に伝えながら解決するという形で使っています。特に、いじめが解決したところがいろいろあるのです。そこのところを、更に毎週行っているというのは、念を押しながら子供の見取りをするために行っているということで、毎週ただやみくもに行っているわけではありません。きめ細かく色々な意見を吸い上げて対応しようとする形で、一つの手法として行っているということです。

いじめのアンケートの項目等も、いろいろな区市で行っている事例などを示して行いますので、同じアンケートをするわけではないんです。いろいろな工夫をして、いじめではない体調のことを聞いたり、いろいろなことを入れながら、工夫して学校で行っています。

それから、本当に解決している良い事例などは、区市町村と都教育委員会で連携している生活指導担当指導主事連絡会等の場で事例を出し合いながら、ディスカッションして共有化を図ったりしながら行っております。スクールカウンセラーなども集めてやるようなことをしていますので、御指摘のように、重層的にいろいろな対策をして、いじめを減らしていければと思っています。

**【山口委員】** いじめの主な対応というところで、冷やかしやからかいが多いとい

うのは確かにそうだろうと思うのですが、たぶんここがいじめの入口で、ただし、これを余りだめだと言うと、子供たちは本当に軽微なからかい等がコミュニケーションスキルだったり、能力というところが大人でもあると思うのです。これがうまくできるようになっていかないと、相手を見たり、中学生くらいですと、大人だったら流せることがすごく心にダメージがあったりする。ここら辺の先生方のきめ細かい御指導が重要になりますし、たぶん、それがいじめをなくしていくことになると思うので、軽微だから見逃すのではなくて、是非よく見ていただきたいと思いました。

【指導部長】       ありがとうございます。最初のところで、教職員、スクールカウンセラー等と対応できるように指導・助言していければと思っています。

【教育長】       ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

### (3) 都民の声（教育・文化）について〔平成28年度上半期（4月～9月）〕

【教育長】       次に、報告事項（3）都民の声（教育・文化）について〔平成28年度上半期（4月～9月）〕について、説明を総務部長、お願いします。

【総務部長】       報告資料（3）を御覧ください。教育・文化に関する様々な施策に対して、都民からいただいた御意見、苦情等をまとめたものです。半期ごとに年2回、本定例会に御報告をさせていただいています。今回は、平成28年度の上半期、4月から9月までを取りまとめたものについて、都民の声、請願・陳情等、公益通報制度、この四つの類型ごとに説明します。

まず、都民の声です。これは電話、ホームページ、電子メール、ファクシミリ、封書・はがき、また直接窓口に来訪されてという方もいらっしゃいますが、様々な方法でお寄せいただいたものの総計です。上のグラフを御覧ください。今回、総計で1,735件ということで、27年度の上半期、1,276件と比べると、459件増となっています。増加の原因としては、都立高校跡地への韓国人学校の建設に対しての苦情、主には建設反対ということですが、それが107件ありました。また、同一人物からの苦情ということで、上半期に147件の苦情がありまして、その辺りが昨年の上半期と比

べて件数増加の主な原因となっていると分析をしています。

下に性質別で掲げていますけれども、苦情が最多で1,213件です。続いて、意見が286件で、前年同期に比べると、苦情が399件増ということです。増加の原因は今申し上げました。

2ページを御覧ください。分野別に分析していきまして、他の分野に該当しない「その他」を除きますと、教職員に関するものが451件で26パーセント、生徒指導が392件とありまして、これ全体で約半数を占めるということです。その下の学校運営が262件ということで、27年度の上半期129件と比較すると倍以上になっているということです。これは、先ほど説明した韓国人学校建設に関しての苦情107件を学校運営に含めていますので、その辺で増えていると御理解いただければと思います。

3ページを御覧ください。3ページから5ページにかけて、テーマ別に具体的な事例を説明します。最も多いのが教職員のサービス・接遇等に関するもので、273件。昨年度と比較して115件増加しています。この増加は、継続的に教育庁の職員の対応につきまして苦情を寄せられている方の件数がここに入っているということで、これが増加の原因だと分析をしています。

2番目は、生徒指導に関するもの189件、3番目は学校の管理・運営に関するもので162件になっています。具体的に説明しますと、一番多い教職員のサービス・接遇等に関するものということで、これは、都立高校の教員が携帯電話をしながら、片手で自転車を運転しているところを目撃しましたということで、交通ルールを守らないということは残念です等の声が寄せられております。これについての対応は、校長が当該教員に確認して、これは、その時に自宅から緊急の電話があったということで、自転車運転中に携帯電話で通話をしてしまったということです。本人も反省をしていて、校長から交通ルールをきちんと守るようにということで指導したということです。

その下は、都立高校の入学式のときに、司会をしていた教員がサンダルを履いていたということで、これはおかしいのではないかとという声が寄せられています。これも、当該教員に校長から、サンダルを履いていたという事実を確かめた上で、入学式の間ではふさわしい履物を身に着けるように指導したということです。

その下の生徒指導等に関するものですが、これは子供が通っている都立高校の数学

の先生ですけれども、授業での説明が分かりづらい。また、黒板の字も小さくて読みづらいということで、子供は進学を考えているので改善を求めますということです。この対応ですけれども、校長、副校長が当該教員の授業観察を行った結果、都民の声に寄せられたとおり、説明が分かりづらい、また、黒板の字が読めないということを確認しました。当該教員に対して、授業改善を行うようにということで指導しました。当該教員も自身の授業改善に向けて取り組んでいるということで、後日、また校長、副校長等が授業観察を行ったところでは、板書をはっきり大きな文字で書くなど、改善が見られたということを確認しています。

4 ページを御覧ください。都立高校の近隣の住民から寄せられた声ですけれども、野球部が早朝、放課後に部活の練習をするわけですが、そこで使用する金属バットの音で悩まされていますという声が寄せられました。この学校では、対応として、防音対策として、早朝練習では基本的には金属バットを使わない。また、午後の部活の練習のとき、消音バットを用いて練習をするというふうに改めたということです。

次の学校の管理・運営に関するものということで、これは特別支援学校のスクールバスの停留所が、駐車場の出入口のところで生徒を乗り降りさせているということで、駐車場の利用者からの声で、特別支援学校の運営には協力的な方で、駐車場から自分が出る際には、スクールバスが留まっているときはきちんと待っていただけるけれども、入るときにスクールバスが留まっていると、自分が停車していると、道路が一方通行で渋滞になってしまうので、何とかならないでしょうかという話がありました。これについては、確かにそういう事実があったということで、保護者の了解を得た上で停留所を移して、きちんと渋滞が起きない場所に移したということです。

その下は都立高校の例で、今年の台風9号のときの対応です。午前中に台風が強まったわけですが、8時頃に登校禁止の判断がなされたということで、既に登校していた生徒は、風雨が強い中で、登校禁止なので帰りなさいという指示があった。これは学校の対応としていかなるものかということで声がございました。副校長から、この件については、確かにそういう事実があるということで、全校生徒に対して、1週間後に行われた防災講話において生徒に謝罪をするとともに、悪天候時の対応について、

生徒に事前に知らせる。また、教員に対してもそういった指導を徹底するということで、学校としてきちんと対応するということにさせていただいています。

5 ページを御覧ください。教職員の児童・生徒への体罰、不適切な指導等についてです。中学校での部活の顧問の教員が、指導の際に生徒を蹴ったり、胸を押したりということです。これについて、学校の方で保護者会を開催して、説明して謝罪をしました。当該教員に対しても、懲戒処分を行ったということです。その次、都立学校において、進級の際、子供が、教科書を期日までにそろえることができなかったことに対して、厳しい言葉で叱責したということで、これはいかななものかという声がありました。これは副校長から謝罪をしまして、校長から今後の学校の対応について御理解をいただいたということです。

なお、当該教員は、この後、健康上の理由で退職したということで、懲戒処分には至っていないということです。

次は、図書館の例です。中央図書館のカフェテリアのところに自動販売機があるのですけれども、そのそばにごみ箱が設置されていないということです。ごみ箱自体は離れた場所にあったのですけれども、ごみ箱がありますという案内表示がきちんとされていなかったということで、この声を受けて案内表示をきちんとさせていただいたということです。

その他、特段の対応はしませんでした。御意見として受理した事例を2件載せています。

6 ページを御覧ください。請願です。請願は、規則等によりまして所定の様式で提出されるものでして、きちんと検討結果を通知するよう規則で定められているというものです。件数等については、上半期は全体で6件ということで、全体としては少数でした。

7 ページを御覧ください。分野別の対応について書かれています。生徒指導の主なものとしては、日本史の教科書の採択について。また、学校運営の例で、都立高校の夜間定時制の一部閉課程についてということで寄せられたものです。請願者へは、あらかじめ本教育委員会定例会で、こういう形で通知をさせていただくということを決めていただいた上で通知をしているというものです。

9ページを御覧ください。陳情等で、これは様々な団体から寄せられた声です。上半期は、教職員に関するものが45件、半数です。そのうちの国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分についてが35件となっております。

10ページを御覧ください。国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分についての具体的な例を掲げていまして、下の例ですが、これは福祉関係の団体から、障害者差別解消法が施行されたということで、障害のある子供たちへの最善最良の教育を行うための早期の条件整備のこと。また、障害のある子、ない子も、できるだけ同じ場で共に学べるような合理的配慮を求めますということが出されています。

11ページを御覧ください。公益通報制度です。上段の教育庁等窓口というのは、公益通報者保護法で必置とされておりまして、内部に窓口を設けて、教員、事務局の職員が実名で公表するというものです。下段は弁護士窓口です。これは平成25年4月から受付を開始したもので、公益通報の意義を私どもとしてより広く解釈して、より多くの御意見が寄せられるようにということで、上段の教育庁等窓口では対応できない、匿名での通報とか、区市町村の教員に対しての通報なども対象としております。上半期の件数は10件です。こういう制度の趣旨なので、具体的な内容はお示しできませんけれども、ざっくり申し上げますと、サービスや勤務管理に関するものが2件、不適切な会計処理に関するものが2件、不適切な生徒指導に関するものが2件、個人情報の取扱いについて1件、その他4件ということです。弁護士窓口への通報については、担当の弁護士から私どもに通報内容が寄せられて、私どもの方で必要な調査を行って、その結果をまた弁護士に返して、弁護士から調査結果を通報者に返すという仕組みになっています。

以上が受け付けた都民の声の内容です。

今後のことですが、現在、都庁全体で都政改革が進められており、毎月、都民の声の状況を取りまとめて、教育委員会のホームページに公表したいと考えています。また、これまでと同様、年に2回、半期分をまとめて本定例会でお示しさせていただきたいと思っています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

【宮崎委員】 都民の声の中からすくい上げて御説明いただきましたが、不適切な生徒指導ということがありました。それは、先ほどいじめのデータがありましたけれども、そういうところにも反映される可能性はあるのですか。もう一つ言うと、先ほどのいじめは、平均値とか集積値で語るものではなくて、やはり契機をどう見るかということが大事なので、仮に都民の声で浮かび上がったものもあれば、どういうふうに入れていくのか伺いたいと思います。

【総務部長】 都民の声は、例えば教育庁で言うと局の広報・公聴の窓口がありますけれども、その窓口寄せられたものも、直接関係の部に寄せられたものも、全て基本的に責任を持って対応できるところにそれを回付して読んでいただいています。ですから、いじめや様々な施策の中では、都民の声についてもきちんと反映した上で、施策を形成していると御理解いただければと思います。

【宮崎委員】 子供からの訴えとか、これで発見された問題行動のようなものは、データにするときにどこかに入っていると理解してよろしいのですか。

【総務部長】 基本的には、都民の声も反映させたものと考えております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 入学式でのサンダル履きの件ですけれども、入学式ですらサンダル履きだとすると、通常の勤務体制の中でも多分そういう形だろうと推量されるわけですが、学校の教員の服装について指導基準のようなものを持っているのかどうかということです。私、教育委員としてではなく、社会人のボランティアとして出前授業的なことで学校によく行くのですけれども、例えば中学校などに行った場合に、子供たちには制服を着せて、先生はジャージだったり、様々な形があります。中には、サンダルみたいなものもあるという形で、ときどき違和感を覚えることがあるのですけれども、教員の服装については全くフリーで先生任せなのか、あるいは何か一定の基準があるのかどうか。もしあるようでしたら教えてください。

【総務部長】 私の知っている範囲では、服装についての基準そのものはないと思うのですけれども、このような都民の声があったということを受けて、様々な場面で服装についてはきちんとするように指導しているということです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(4) 平成29年度教育庁所管事業予算見積について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成29年度教育庁所管事業予算見積について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料(4)を御覧ください。平成29年度の予算見積につきましては、昨日の11月9日に公表されたところです。本日は、教育庁所管事業の予算、学校定数見積及び主要事業について説明します。

初めに、「Ⅰ 歳入歳出予算」です。平成29年度歳出予算の見積額は8,103億2,500万円で、前年度比で0.9パーセント増となっております。その内訳ですが、教育費の85パーセントを占める給与関係費について、1.7パーセントの増となっております。一方、事業費ですが、教育の様々な課題に積極的に取り組む一方で、学校等の施設設備計画の工事件数減などにより、3.8パーセントの減となっております。

「Ⅱ 定数見積増減」です。平成29年度は合計で6万4,425人。昨年度と比較しますと、483人の増です。増の主な事項ですが、内訳を御覧ください。児童・生徒数の増減に伴う定数増のほか、学力格差解消に向けた取組として、小・中合わせて25名の加配の増要求を行っています。さらに、昨年度に引き続いて、小学校について英語の教科化に向けた取組として新たに40名、中学校においては、英語における少人数・習熟度別指導の充実のための加配として25名の増要求を行っているところです。

3ページを御覧ください。教育庁所管の主要事業について、新規事業などに絞って説明します。

まず、「1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」です。(1)の①ですが、学力に課題のある小・中学校における児童・生徒の学力向上のための取組を支援してまいります。次に、⑤です。都立高校生が明確な目標を持ち、進路実現に努力しようとする意欲を喚起させ、生徒一人一人の学力向上を組織的に支援する「ゆめナビプロジェクト(仮称)」を実施してまいります。さらに、⑥として、自然環境や地域・地球規模の諸問題について解決を図るために、必要な力を育成するため、持続可能な社

会づくりに向けた教育を推進していくとともに、⑦で、環境に配慮した行動の大切さを理解させ、実践させる取組を実施してまいります。続いて⑧ですが、物事の本質を見極める力、よりよい社会をつくる力を育成するため、学校設定教科として「探究と創造（仮称）」の開発に取り組み、都立高校において推進校を指定し、実践していきたいと考えています。

次に、（２）理数教育の推進です。理数アカデミー等の事業を引き続き実施するとともに、⑤ですが、理数イノベーション校などの指定校以外の都立高校生に対して、理数への興味・関心を持つ子供たちもいらっしゃいますので、そうした子供たちを対象に、大学の研究施設などで高度な研究活動を行う機会を提供する取組を新たに実施していきたいと考えています。

次に、「２ 世界で活躍できる人材の育成」の（１）「使える英語」を習得させる実践的教育の推進です。①ですが、平成30年度からの小学校英語教科化の先行実施に向けた取組として、各地区に配置している英語教育推進リーダーを新たに36人加えて、合計で76名に拡充しております。また、⑤で「中学校英語教育推進モデル地区」を指定し、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進してまいりたいと考えております。次に、⑥で「Tokyo English Empowerment Program(仮称)」を実施し、学校生活の中で日常的に英語に触れる機会を拡大させ、英語で発信する力の向上を図っていきたいと考えています。

次に、（２）豊かな国際感覚を醸成する取組の推進ですが、姉妹校交流の拡大などにより、都立高校の国際交流を一層進めるとともに、留学希望者の受入れを促進し、留学生と都立高校生の相互にとって魅力ある取組を実施していきたいと考えています。

次に、（３）日本人として自覚と誇りの<sup>かん</sup>涵養です。①ですが、JET青年等との交流を通して、日本の良さを発信する態度を育成する取組や、②の都立高校生の伝統芸能の学習機会の設定など、今年度に引き続き促進してまいりたいと考えています。

次に、「３ 社会的自立を促す教育の推進」の（１）道徳心や社会性を身に付ける教育の推進です。①では、小・中学校において、「特別の教科 道徳」の先行実施に向けた取組を行うとともに、②で、都立高校においては、社会貢献意識をより一層高めるための新教科、独自教科である「人間と社会」を引き続き実施していきます。

次に、（２）社会的・職業的自立を図る教育の推進です。①ですが、全都立高校の図書室に複数の新聞や関連書籍などを配置し、主権者教育の資料として活用することによって、生徒が社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成していきたいと考えています。

続きまして、５ページを御覧ください。（３）不登校・中途退学対策です。①ですが、平成29年度、新たに教育支援センターの機能強化に向けたモデル事業を実施するとともに、②にありますとおり、不登校を新たに生まないための手引きを作成していく、その検討を行っていきたいと考えています。

次に、「４ 子供たちの健全な心を育む取組」の（１）いじめ・暴力行為・自殺等防止対策の強化、SNS等の適正な使い方の啓発強化です。①で、いじめ総合対策を今後改定しますので、その内容を全ての教員に周知徹底を図り、着実な取組を進めていきたいと考えています。

続きまして、「６ オリンピック・パラリンピック教育の推進」です。６ページを御覧ください。平成29年度は、③にあります優れたオリンピック・パラリンピック教育の取組をしている学校に対する表彰を実施するとともに、④ですが、生徒の主体的・自主的なボランティア活動を支援するための仕組みの構築、⑥にあります障害者スポーツへの理解促進と普及啓発を図る取組を新たに行っていきたいと考えています。

次に、「８ 質の高い教育環境を整える」の（１）特別支援教育の推進です。①ですが、発達障害教育の推進について、特別支援教室を導入する小学校について支援するとともに、②で中学校での特別支援教室の導入に向けたモデル事業を実施してまいります。

続きまして、（２）学校運営力の向上を御覧ください。多様な人材を活用した学校組織運営を図るため、学校マネジメント機能の強化等に取り組むことで、公立学校における教育の質の向上を図っていきたいと思っています。

以上で来年度の予算見積の概要について説明を終わります。よろしく申し上げます。

**【教育長】** 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月24日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、11月24日木曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 日程その他につきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時50分)